

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働大臣が定める基準により、所定疾患施設療養費の算定状況を以下のとおり公表します。

令和4年度算定状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

病 名	ル・サンテリオン （従来型）		ル・サンテリオン （ユニット型）	
	件 数	日 数	件 数	日 数
肺炎	3	16	1	1
尿路感染症	13	62	14	61
带状疱疹	0	0	1	7
蜂窩織炎	3	21	3	20

《算定条件》

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する 7日を限度とし、月 1回に限り算定するものであること、
- 1月に連続しない 1日を 7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ肺炎

ロ尿路感染症

ハ带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

ニ蜂窩織炎

4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。